

経営者 Aさん

役員変更の登記懈怠（けたい）と過料

去年せなあかんかった役員変更の登記し忘れとったわ。今から登記したら罰金かかるって聞いたんやけど、ほんまか？

友人 司法書士B

せやなあ。罰金とはちよつとちやうけど、過料っていう罰金みたいなもんがかかる可能性高いで。このままほつとつたら過料の金額も高なっていくから、はよ登記した方がええで！

そらえらいー！

ほな、早速登記の申請お願いするわ！

おう、任せとけ！

続く…

商業登記とは、会社に関する一定の事項を商業登記簿に登記・公示することにより、会社の信用を維持し、取引の安全と円滑を図る制度です。

会社の役員につき変更があった場合、その日から二週間以内に登記申請する義務があります（会社法第九一五条第一項）。この期間内に登記の申請をしなければ（登記懈怠）、行政罰として（刑法上の「科料・罰金」とは異なるので、前科にはなりません）、一〇〇万円以下の過料が課されます（会社法第九七六条第一項第一号等）。この場合、**会社代表者個人の住所宛てに地方裁判所から通知が来て、会社代表者個人が所定の金額の過料を納付しなければなりません。**なお、過料は個人に対して課されるものですので、会社の経費・損金とすることはできません。

前期の二週間以内という登記期間を一日でも過ぎて登記申請をすると必ず過料が課されるかというと、そうではないようです。では、登記申請がどの程度遅れた場合にどの程度の過料が課されるかというと、その基準は公開されていません。一応の目安としては、半年から一年以上の登記懈怠になると過料が課される可能性が高いと考えられます。

過料の金額についても基準が公開されていないため明確には言えませんが、実際に過料が課されたお客様の話を聞くと、およそ三万円から一五万円くらいが多いようです。一般的には、登記をせずに放置していた期間が長ければ長いほど、高額になる傾向があると言われています。

なお、登記懈怠による過料の制裁は、役員変更以外の会社の登記、さらに医療法人、社会福祉法人等の各種法人の登記についても適用されますのでご注意ください。

商業・法人登記は当事務所まで

不動産登記

名義書換（相続・離婚による財産分与・贈与など）
担保抹消・新築増築・建物区分・代物弁済予約

商業登記

会社設立・NPO法人設立・役員変更・定款変更
本店移転・増資・減資・合併・分割・解散・事業承継

遺言

成年後見

債務整理
裁判手続

債権譲渡登記
不動産譲渡登記

供託

どうぞお気軽に、ご相談くださいませ。

大阪駅・梅田駅すぐ
北新地駅・東梅田駅

司法書士法人 寺澤事務所

代表司法書士 / 土地家屋調査士 寺澤 実

大阪市北区梅田1丁目1番3-1200号

☎ 06-6344-5381

大阪駅前第3ビル12階14号

